

ジョン・ローの土地単一税論

中 村 英 雄

はじめに

この小稿で取り上げるのはジョン・ローの「王国の一率税に関する覚え書き」——*Mémoire sur le Denier Royal* をこうよぶことにする——で、これはP.アルサン編『ジョン・ロー全集』第3巻にも、日本大学法学部図書館所蔵のマニュスクリプトにも収録されている¹⁾。

この論文がフリッツ・カール・マン教授によってパリのマザリーヌ図書館で初めて発見された経緯についてはマン自身が著書『租税政策の理想』²⁾の中で詳しく述べており、筆者もそれを紹介したことがある³⁾。そこでも述べた通り、この「覚え書き」で提案されている「土地単一税」を導入するための完璧な「勅令案」が存在し、これもまた上記の『ジョン・ロー全集』第3巻にも、日本大学のマニュスクリプトにも収録されている。

マンはこの「覚え書き」で提案されている「王国の一率税」をフランスにおけるフィジオクラットの *l'impôt unique* に先立つ「単一税提案」として位置づけている。「財政の新しい秩序をローは繰り返し好んで〈新システム〉と呼んだが、これは3つの要素から成り立つはずであった。第1は

1) 日本大学法学部図書館所蔵のジョン・ローのマニュスクリプトの概要については次の拙稿を参照。

中村英雄「ジョン・ローの未刊のマニュスクリプトについて——極秘の家屋税提案」成城大学『経済研究』No. 122, 1993年10月, p. (1)f.

2) Fritz Karl Mann, *Steuerpolitische Ideale, Vergleichende Studien zur Geschichte der ökonomischen und politischen Ideen und ihres Wirkens in der öffentlichen Meinung 1600-1935*, Jena 1937, S. 178f.

3) 中村英雄「マン文庫を訪ねて」『成城大学大学院経済学研究科創設20周年記念論文集』1988年, p. 165f.

王立銀行の維持と拡大で、それは主に万一の場合に国家の赤字を切り抜けるためのものである。第2は現行の租税の全面的廃止である。第3は在来の租税を土地単一税「eine einzige Grundsteuer」に置き換えることであり、この土地単一税は基本財産の申告額——土地、家屋、製粉所、鍛冶工場、工作場、物権などの価額——に応じてその額が決まるはずであった。」⁴⁾ この単一税提案に対するマンの評価については後に触れることにする。

マニュスクリプトでは、この「覚え書き」と「勅令案」が書かれている用紙はフォリオ版で、表裏両面にページが打たれており、文章は奇数ページだけに、つまり各葉の表面だけにある。「覚え書き」の最初は1ページで最終は115ページである。ちなみに、この後に「勅令案」が117ページから221ページまで続いている。マニュスクリプトに納められている他の3編の論文にはいずれも鋭利な刃物で切り取られて欠落している個所が幾つか見られるが、この「覚え書き」には欠落している個所はない。『ジョン・ロー全集』第3巻所収のものと比べると、段落の切り方や用語、さらには文章に多少の差異が認められる。

この「覚え書き」の内容に立ち入る前に、それが書かれた前後の状況を簡単に見ておくことにする。

1719年から1720年にかけてのフランス経済の状況

周知の通り1719年1月にローの「一般銀行」が「王立銀行」に改組され、引き続き同年後半からいわゆる「オペレーション」が実行された。J.ステュアートはその状況を次のように述べている。「1719年1月1日。銀行がローのものから、国王のものになる。この時点で、銀行券の創出総額は5,900万リーヴルに達した。/4月22日。5,100万リーヴルの銀行券が新たに創出。そのさい銀行券の保有条件〔券面の文言〕が変更され、この紙券は確定貨幣 monnaie fixe と宣言された⁵⁾。/5月。ロー氏の西方会社が東イ

4) F. K. Mann. a. a. O., S. 179f.

ンド会社と合併。以後それはインド会社と呼ばれた。/6月。合併した「インド」会社の新株5万株が発行され、1株550リーヴルで鑄貨と引き替えに売られた。/6月3日。造幣局が5,000万リーヴルで「インド」会社に譲渡された⁶⁾。/6月10日。5,000万リーヴルの銀行券が創出された。/7月。上記と同様5万株の株式が発行され、1株1,000リーヴルで銀行券と引き替えに売られた。/7月25日。2億4,000万リーヴルの銀行券が創出された。/8月。「インド」会社が徴税請負権を獲得。1株あたり200リーヴル[40%]の配当を約束。……」⁷⁾

西方会社が1717年9月22日に国債を引き当てに発行した最初の20万株を「母株」と呼ぶことにする。この会社の後継者であるインド会社が1719年6月18日に発行したいわば「娘株」を入手するためには1株につき母株4

-
- 5) 1716年5月2日付けの特許状では、一般銀行の銀行券の券種は10エキュ、100エキュおよび1,000エキュの3種で、券面の文言は次の通りであった。
「N°. Dix Ecus d'especes La Banque promet payer au Porteur à vue dix Ecus d'especes / du poids & titre de ce jour, valeur reçue à Paris le / de 171」

Lettres Patentes du Roy, Portant privilege au Lavv & sa Compagnie d'establisir une Banque generale, & de stipuler en Ecus de Banque de poids & titre de ce jour. Donnée à Paris le 2. May 1716. A Paris, Chez la Veue de François Muguer, Hubert Muguer, Premier Imprimeur du Roy, & Lûis Denis de la Tour Libraire, rue de la Harpe, aux trois Rois. 1716.

これに対して、1719年4月22日以後の王立銀行の銀行券の券面の文言は次の通りであった。

「N°. 3133273 Dix livres Tournois La Banque promet payer au Porteur à vue Dix livres Tournois / en especes d'Argent, valeur reçue. A Paris le premier juillet mil sept cens vint. / Vû p.' le S.' Fennellon. / Giraudeau. / / Signé p.' le S.' Bourgeois. / Delanauze. / Contrôlé p.' le S.' Durevest. / Granet.

- 6) 6月3日付けの造幣局に関する叙述は『経済の原理』の初版にはない。小林昇監訳、J.ステュアート『経済の原理』第3・第4・第5巻、名古屋大学出版会、1993年、p.349 および注3) (p.771)。
- 7) Sir James Steuart, Bart. An Inquiry into the principles of political oeconomy: being an essay on the science of domestic policy in free nations, London, MDCCLXVII, vol. II, p. 250 f.

小林昇「ジェイムズ・ステュアートの見たジョン・ローのシステム」、大東文化大学『経済論集』第43号、1987年。

株を提示し、正貨あるいは銀行券で支払わねばならなかった。ただし20回の月賦払いが認められた。次の7月27日の「孫娘株」について1株につき母株4株と娘株1株とを提示し、銀行券で1,000リーヴル払い込むことが求められた。前回と同じように20回の月賦払いが認められた。

これ以後インド会社の株式は1719年10月4日までにさらに4回、応募価格1株5,000リーヴル、国債あるいは銀行券（この場合は10%の割り増し支払い）を引き当てに発行されて総株数は62万4,000株に上り、一方王立銀行券も増発を重ねて、1720年5月までに創出された総額は27億リーヴルに達した⁸⁾。新株を入手するための条件として「母株」や「娘株」の提示を求めたり、対価としてそれぞれの場合に国債、正貨あるいは銀行券を要求するやり方の中に、ローの遠慮深謀のほどが窺える。

この間「母株」の市場価格は鰻上りの様相を呈し、1719年5月には500リーヴル、7月に900リーヴル、8月に3,500リーヴル……、そして1720年1月5日には11,000リーヴルという最高値を付けた。この日はまたジョン・ローが念願の財務総監に就任した日である。

皮肉にもこの日を境に母株の価格は低落をはじめ、それはフランス経済の破綻を示すものであった。まさにバブルの崩壊である。ステュアートはこの破局を次のように述べている。「1720年5月21日。紙券の呼称が国務院の裁決によって引き下げられた。それはすべての信用を即座に終息させ、バブルを破裂させた。……/5月27日。今月21日の裁決を撤回。紙券は額面通りの呼称を取り戻した。」⁹⁾ フランスの経済は極度の混乱に陥り、5

8) J. Stuart, op. cit., p. 251f.

佐村明知「〈ジョン・ロー・システム〉の展開と諸相——システム展開過程（1718-1720年）の虚構と現実」『大阪大学・経済学』Vol. 35, No. 1, 1985, pp. 239ff.

9) 5月21日の裁決は、翌5月22日からインド会社の株式の公定価格を引き下げて12月1日には5,000リーヴルにし、王立銀行券の公的名目価値も同様に公示額の50%にまで引き下げるというものであった。

佐村明知, 前掲論文, p. 251.

J. Stuart, op. cit., p. 252.

月29日、ローは財務総監を罷免された。

次に掲げるローの覚え書きはこういった状況下で、1719年6月に作成されたものである。ちなみに『勅令案』によるとこの税制改革は1720年1月1日から実施されることになっていた¹⁰⁾。

ジョン・ローの土地単一税論文

王国の一率税に関する覚え書き

(1719年6月)

殿下、

殿下が摂政に就任なさった時、[フランスの]財政が逼迫していた状況はヨーロッパ中に知れわたっていた。

国王の金庫はかっぱで、目減りした収入がやっとのことで入って来て、しかも[それが]前もって使われてしまっていた。銀は稀少であった。何程かの利子を支払っても金[カネ]を借りられなかった。公私の信用は全く駄目になっていた。破産は非常に頻繁で、王国では車輛による以外の送金は見られない程であった。商業はすべて中断されていて、外国人はわれわれの食糧も商品も買おうとしなかった。マニファクチャーは衰退し、職人は仕事がないと別の場所で働くか、施しを受けようとして生国を見捨てて立ち去った。主要な食糧は全く売れないか、農夫たちが大地の耕作を減らさざるをえないほどの捨て値でしか売れなかった。

殿下の聡明なご采配によって、また王国のすべての身分の人びとの抵抗を受けたあの政策を殿下が断固として支持なさったことによって、様相は全く一変した。

国王の金庫は[いまや]いっぱいになっている。国王の収入は増加し、

10) 「勅令案」第6条, P. アルサン編『ジョン・ロー全集』第3巻, p. 69. マニユスクリプト, p. 165.

送金はたやすくなり、そして国王陛下は現在好ましい状態にあられるだろう。銀は流通している。金を借りられる。公私の信用が回復している。もはや破産はない。送金は王国中でまた外国へ、見られる通り手数料も危険も無しで行なわれている。商業は繁盛している。外国人はわれわれの食糧や商品を急いで買ってゆく。マニファクチャーは仕事をしており、消費はそれが追い付けないほど盛んである。職人たちは自分の生国に立ち戻り、そこで十分に糊口の資を得ている。食糧は売れている。農夫たちは土地の耕作を増やしているし、ブルジョアジーは「家などを」建てている。

しかしもっと驚くべきことのように思われるのは、国王の信用がヨーロッパの第一の信用になっていることである。国王が金を借り、国王が金を貸し、債務者であったフランスが債権者になっている。フランスは外国為替の主人公であり、継続的に外へ出てゆく正金が急速に戻って来る。

殿下！ 殿下のご業績である銀行はこういう幸運な結果を生みだしました。

王立銀行は財政の第一の拠りどころであって、その他の当事者に対して動き、秩序および的確さを与えるべきものである。しかし、もしこの第一の拠りどころが方途を誤り、またもし他の当事者がかれらのすぐれた組み立てと処置¹¹⁾とによってそれに答えなければ、この機構は不完全なものになるだろう。

殿下に対して私は謹んで財務行政に関する私の省察を提案させて頂きたい。それを私は次のように4つの部分に分けた。

- 第1部 すぐれた財務行政のための一般原則
- 第2部 現行財務行政に対する一般原則の適用。ここで私はそれが全く守られていないことを理解させる。
- 第3部 一般原則が守られる場としての財務行政のための新シス

11) マニユスクリプトでは「処置」が「正しい処置」と書かれ、「正しい」が横線で消されている。

テム

第4部 土地に対する王国の一率税の課税システムに向けられた
異議への回答

第1部 すぐれた財務行政のための一般原則

財務行政には2つの対象がある。収入と支出である。

収入は税金の徴収にある。

支出には3つの対象がある。延滞債務、経常支出および臨時支出がそれである。

収入と支出は規則と原理に基いて「国王が」直接に管理しなければならない。

原則第1。 収入の総額が支出の総額と等しいかあるいはそれよりも大きいこと。もし収入が不十分で君主が支払いに事欠き、あるいは借金にたよってその金利が累積すれば、それが収入高を食い潰してしまう。

原則第2。 経常収入が経常支出に即応すること。もし収入が支出に及ばないと、君主は支出を賄うのに「租税の」前払いを求めざるを得なくなり、それは借金と同じ乱脈を生じる。

原則第3。 租税の収入高が君主と徴税請負人との間で分け合われないこと、すなわち人民から取り立てられたものが全部そのまま国庫に収まること。

原則第4。 租税が単純であること、それが少ない費用と手間で収納されること。この費用は君主にとっても人民にとっても全く無駄であり、またその租税の徴収に携わる人々と同じ数だけの臣民が、商業、アンデュストリおよび土地耕作から取り除かれているのである。

君主が強力に組織された徴税業務に精通することはありえないし、その弊害は警戒の目を免れている。しかるに租税が単純で（もしできれば）ただ

一つに減らされると、君主がこの唯一のものを失うことはないだろう。

原則第5。　そもそも租税が商業を妨げないこと。商業にとって有害な租税を制定し、あるいは維持しようとするのは、経常支出の為の基金を取り崩そうとするものである。

原則第6。　租税が普遍的であること。免税と特権は国家全体の利益に反する、また特権者の特定利益にすら反する権利の乱用である。

原則第7。　租税の配分が納税義務者の能力に比例すること。もし貧者が富者と同じ重さで課税されると、貧者がすぐその重圧に押しつぶされ、ついで富者がその貧者の扶養を引き受けなければならなくなって、その重圧に押しつぶされる。それはちょうど300ポンドの重さのものを、30歳の成人男子と15歳の子供に、一人あたり150ポンドずつ分けて負わせるようなもので、先ずこの少年がその負担に耐えかねて潰れてしまい、その分の負担もこの30歳の男が引き受けることになり、すでにそれまでかれが負っていたものにさらにそれが加わって、つぎにこの人を押しつぶしてしまうのである。もし最初から30歳の男に200ポンド、15歳の少年に100ポンド負わせていたら、かれらはそれを負いつづけることができたであろう。

原則第8。　租税の配分が勝手気ままでないこと（すなわち一連の先例に従うこと）。勝手気ままな租税はすべて、まず過度の負担をおわされる人にとって、ついで手心を加えられている人にとって不平等、不公正そして破壊的である。なぜならば、君主は必ず国家を維持するのに必要な金額を人民に負わせるに違いないからである。さらに勝手気ままな租税は非生産的なものになりやすく、それによる収入は不確実だからである。

原則第9。　脱税されないこと。脱税はそれをやる人もやらない人も破滅させ、あの人この人の破滅が国王の責任にされる。

原則第10。　摂取することの必要な食糧の消費量が課税によって減られないこと。

原則第11。　君主は貯めこんではならず、集めたものは広く分かち与え

なければならないこと。貯めこむ〔だけの〕君主は、継続して¹²⁾ 大地に種をまかないで収穫し続ける¹³⁾ 農夫に似ている。

原則第12。 君主は国家に対する信頼と自分の先祖の約束を守らねばならぬこと。

原則第13。 国家の経常支出が、えこひいきなく作成された一般的な支払予定表に従って、指定日に支払われねばならないこと。

原則第14。 臨時支出は臨時資金によって賄われるべきであり、また一般資金は厳格に経常支出に用いられるべきであること。

第2部 現行財務行政に対する一般原則の適用。

ここで私は一般原則が全く守られていないことを理解させる。

たったいま私が説明したばかりの異議を唱えようのない諸原則は、〔フランス〕国王の財務行政では全く守られてこなかった。

原則第1および第2について。 支出は収入よりも強力かつ緊急であったから、先代国王〔ルイ14世〕は借金、租税前払いの利用、そして高くつく取引をせざるを得なかった。〔現に〕こういった借金の金利と取引契約が、その支払いが確実な場合の2倍にものぼって、国王が負わされていた債務が一種の治外法権になっていることは、たやすく証明される。

原則第3について。 周知の通り、租税と臨時取引による収入のうち国王の金庫に入るのはその半分にも足らず、大半は徴税請負人すなわち徴税に直接携わる人々の手に留まっている。

原則第4について。 直接税および間接税の徴収業務には実際に40,000

12) マニユスクリプトでは何かを書き直して「継続して」になっている。

13) マニユスクリプトでは「続ける」は左欄外に書かれていて、記号によってこの場所への挿入が指示されている。

人が雇用されている¹⁴⁾。それは無用だけでなく、高給をむさぼり尽くすことと、彼らが免税を享受することによって国家に面倒をかけるものに他ならない。飲料消費税、内国関税、塩税、人頭税、ターユその他の諸税を徴収する費用は、裁判や人民が金〔カネ〕の力で免れる迷惑の費用は別としても、1年あたり2,000万リーブルを下らない。アンデュストリと商業〔の活動〕を低下させることによって、失われるものは実際に国家の手に入ってくる租税の収入の4倍以上になる。君主が自らいろいろ沢山の項目をもつ複合的なシステムの作用に精通しかつ注意深く見守ることは不可能である。

原則第5について。 飲料消費税と内国関税は国内商業〔および外国貿易〕¹⁵⁾を阻害する。役人による査察は商品を駄目にし、運送を遅延させ、費用を高める。支払わねば諸税は商人に課されるが、〔彼らから見れば〕それは前貸しであって、価格を通じて〔買手から〕天引きされねばならないものである。

原則第6について。 聖職者と貴族のほか無数の特権が存在して、租税の重圧が農民とアンデュストリにかかっているが、それでも金持ちたちと国家を存続させており、従って大事にされねばならないのは農民とアンデュストリに従事する人である。

原則第7について。 租税は納税者の能力と比例的でなく配分されている。これが毎年納税者の数が減少する理由であって、とどのつまり支払い不能の貧乏人になりさってしまうだろう。100リーブルしか定収をもたない農民は10万リーブルの定収をもつ貴族よりも、その世帯で沢山の塩を消費し、あるいは消費せざるを得ないだろう。農民は貴族が持っている召使いよりも多くの家畜を持っており、塩は人間にも家畜にも同じように必

14) 「家屋税案」ではローはこの数を50,000人としている。拙稿「ジョン・ローの未刊のマニュスクリプトについて」(前掲), p. 11.

15) このカギ括弧の部分はP.アルサンが付け加えたもので、マニュスクリプトにはない。

要である。それゆえ、塩に対する租税は公平でない。

原則第8について。 ターユと人頭税は勝手気ままなもので、それには好意あるいは憎悪、感謝あるいは報復以外にはいかなる配分の原則も存在しない。

原則第9について。 課税されるべき商品はその4分の1あるいは3分の1までも税を払わないまま消費されていると推測できる。

原則第10について。 塩税は人と家畜から絶対的に必要なものを奪い取ってしまうほどにまで法外に塩を高価にしてしまった。そしてこの租税は毎年大勢の人の命を失わせるだろう。これは王国内における不断の戦争である。

原則第11について。 先代国王は貯めこもうとする欠陥をもっていなかったが、国王に仕えた大臣たちは人民の金〔カネ〕を〔自分の手もとに〕引き寄せることだけに専念して、国庫を一杯にしたり吐き出したりするという配慮を全く欠いていた。

原則第12について。 大蔵大臣たちは借金に頼ってばかりいて、その返済を考えもしなかったし、自分が結んだ契約書の信用を維持することすら考えなかった。

原則第13について。 支払予定表に掲載されることを求める人々の請願に〔いちいち〕答えねばならぬことは、殿下にとって時間の浪費であり、しつこく〔借金返済の〕催促を受けることになる。

原則第14について。 周知の通り、普通税と比べて臨時税ははるかに整備がおくれており、命令書が二重・三重に発せられたし、また一般に財政のすべての分野が混乱していた。

第3部 一般原則が守られる場としての 財務行政のための新システム。

殿下に対して、私は失礼をも顧みず、弊害を伴うことなく、すぐれた行政の一般原則に合致すると私が考えている新しいシステムを提案申し上げたい。それは次の3項目に絞られる。

王立銀行の業務を支持・推進すること。

ターユ、人頭税、塩税、飲料消費税、内国関税、その他すべての租税を廃止すること。

廃止された租税の代りに、王国のすべての土地を基準とする単一税を設けること。

このシステムを、優れた行政の諸原則に照らして検討することが肝要である。

第1。所有者の申告によって王国の土地の価値総額がどれだけになるかを、殿下は知ることになるだろう。その時、収入が国王の支出を越えるように税率を決めることはたやすいだろう。たとえば、もし土地の申告額が400億〔リーブル〕に達し、国王の必要とするものが2億〔リーブル〕だとすると、 $\frac{1}{2}$ パーセントの課税をすれば足りるだろう。

所有者に対して正しい申告を義務づけるための事前の措置をとることは可能だと思われる。殿下は、私が勅令草案で提示するものによって、その点について判断なさるであろう。ここではただ、国王が王国の公衆やすべての階級にとって有利な話しあいに入ろうとする時、それを妨げ成功を遅らせようと望む人々を十分厳格に罰することが原則として出来ないだろうということを、一般的に言うだけにとどめよう。

第2。もし国王が前貸しを必要とするならば、現金の代りに手形を受け取る州の事務所から回って来るその銀行手形の流通によって、毎日回収される額が大きければ大きいほど、国王はそれだけたやすくそれを王立銀

行で手に入れるであろう。それは永久運動であって、国王は支出をするであろうし、臣民自身は¹⁶⁾ 租税を支払う限り、中断が定着することはない。

第3。 収入によって基金が確保され、国王は必要とあればその前貸を金利なしで手に入れるから、徴税請負人の仲介は無用になる。新税による収入高はすべて陛下の金庫に丸ごと入るであろう。

第4。 いろいろの租税がすべて単一の租税にまとめられるから、徴税業務は簡単になり、税務行政はこれまでの4万人¹⁷⁾ の代りに1,000人で十分になるだろう。どれだけ多くの人々が商業へ、アンデュストリへ、そしてまた農業へまわされることになるだろう。徴税の費用は400万〔リーブル〕もかからないだろう。現在それには2,000万〔リーブル〕以上かかっている¹⁸⁾。裁判や迷惑の費用も無くなるだろうし、前貸に対する利子と金融家の手に入る儲けの節約のほかにこの節約を加えると、1年間1億〔リーブル〕に達しようと主張することさえ出来る。これによって国王は自分の収入を5,000万〔リーブル〕だけ増やし、同時に人民の負担を5,000万〔リーブル〕だけ減らすことになって、殿下はもはや種々雑多なことに注意を分散なさることなく、たやすくこの新しいシステムを理解され、そのシステムの働きを考察されるであろう。

第5。 あらゆる入市税障壁、臨検および正当あるいは不当なあらゆる押収は、収税吏に任せてしまうと必ず発生する危険であるが、殿下はこの〔新しい〕システムによって商業、アンデュストリおよび農耕をこういったものから解放なさり、さらに国王と人民との間のすべての争いからも解放なさることになる。

第6。 王国の特権階級と非特権階級はすべてこの新しい租税を課され

16) マニュスクリプトでは「臣民自身が国王に対して租税を支払う限り」となっていて、「国王に対して」の部分が横線で消されている。

17) 本稿注14)を参照。

18) マニュスクリプトではここで改行されている。

るだろう。もし幾つかの免税があるとしたら、それは貧乏人に対するものとアンデュストリに対するものだけであろう。

第7。新しい租税は納税義務者の能力に応じて配分されるであろう。より多く持つ者はより少なく持つ者よりも多く支払うであろう、そして全く持たない者は全く支払わないであろう。

第8。この租税は少しも恣意的でないだろう。誰も優遇されることがないだろうし、誰も虐待されることがないだろう。自分の労働の果実が勝手気ままな納税者名簿の犠牲にされる心配なしに、金持ちは金持ちらしくなり、貧乏人は裕福になるだろう。

第9。所有者たちは偽りの申告書を提出することによってしか、脱税をすることが出来ないだろう。ここでは周到な注意を払って脱税に備えた。また別の理由で、現在では脱税が生じる手掛かりとなる方法が非常に沢山あるのに引き替え、[新しい租税では]唯一つの租税の査定額の支払を免れようとしなければならぬという違いがある。

第10。人間、家畜および大地は思うがままに塩を使うだろう。体のためによいこの食物は、天がこの王国に豊富に与え賜うたものである。

第11。王立銀行は実のところ国王、人民および外国人に対して預金の役にたつ確立された金庫であるが、この公的金庫への出入はつねに自由であって、その流通を止めることによって国王は決して現実の利益を得ることは出来ないし、外見上の利益すら得ることが出来ない。

第12。この新しいシステムが実現すれば御覧いただける収入の増加によって、陛下は、摂政時代になられて以来未払いになっている金額を支払うことが出来るようになれる。

第13。誰でも必ずそれについて「支払いを求めて」殿下、あるいは殿下の大臣たちに懇願したり迷惑をかけたりすることなしに、自分が支払いを受ける正確な日付が分かるような一般的な支払予定表を毎年の初めに印刷させるように決めることが望ましい。

第14。 思いがけない場合に支出を増額することが必要になったら、陛下は、土地に課されるであろう王国の一率税〔の税率〕を、必要の度合いに応じて引き上げることによって、それに必要な財源を手に入れるであろうし、こういった収入の増徴には手数料も金利も徴税請負人の儲けも含まれないであろう。

第4部 土地に対する王国の一率税の課税 システムに向けられた異議に対する回答。

私がこれから提示しようとしている異議はすべて分かりやすいもので、殿下がそこから回答を読み取られるのに何の困難もないであろう。しかし私は、自分が何ものをもなおざりにしてはならないと信じていた。しばしばある人にとって打ち勝ちがたいものと見なされるこういった困難は、他の人にとっては容易に避けることができるのである。

異議〔1〕。 一王国の土地に対する単一の租税を創設しかつその他の租税を全部廃止するというシステムは新奇なものである。それは統治の方式を一変させるし、王国の最も古い慣行と国王の最も神聖な権利とを廃止する傾向をもつ。

回答。 1) 新しいことしか良しとしないのと、新しいものをすべて非難することとは、どちらも好き嫌いであり、自分勝手である。常に古いものを良しとするのはうぬぼれであり、迷信である。

2) フィリップ4世〔1268-1314年〕が1286年に塩税を制定したとき、シャルル6世〔1368-1422年〕が1388年にタールを制定したとき、これらのシステムはいずれも新しく、ほぼ9世紀の間王国では知られていなかったものである。今日われわれの諸王が〔租税を〕制定し、引き上げ、廃止し、また改正するという同じ権力を何故もたないというのであろうか。

3) システムについて決定するのに、君主は、それが古いかどうか、新しいかどうかを検討しなくてもよいのであって、ただ国王と人民にとってそれが好都合であるか不都合であるかを検討すべきである。もし古いシステムが国王と人民にとって好都合であるならば、それを存続すべきである。もしそれが不都合であり、それ自体を別のもっと優れたもので代置できるならば、躊躇は無用である。ところで、私は[すでに]この覚え書きの中で、古いシステムと切り離すことのできない障害と弊害および新しいシステムに認められる利点を検討しておいた。

4) もし私が提案している[この]システムがフランスでは未知のものだとしたら、それはわれわれの隣国に[も]存在しない[はずである]。人民が非常に幸福なことで賞讃されているオランダではすべての土地が50分の1税を支払っている。ただし、私がフランスで10分の1税あるいは20分の1税を提案し、同時にそれ以外のすべての租税を廃止するよう提案しているのに対して、オランダではこの50分の1税以外にいくつかの非常に重い租税が極度の厳しさをもって徴収されているという差異はある。イギリスとオランダの人民は幸福で、食も衣も満ちたりており、大地はよく耕作され、アンデュストリと商業は発達している。[それにひきかえ]フランスでは人民は不幸で食も衣も十分でなく、かれらはどうにか人間の姿を保っているだけであって、王国の優れた分野は未開のままである。アンデュストリと商業は停止してしまっている。それにもかかわらず、イギリスの国王とオランダの国王はフランス王が取り立てているものの3倍をその人民から絞り取っている(私は国の比率を考え、これら諸国の面積、人口数、正貨の質にもとづいてその比率を計算する)。その理由は、[フランスでは]国王の収入が勝手気ままに徴収され、納税義務者の能力に少しも考慮を払わないからである。

5) 真の王権はターユ、人頭税、塩税あるいは飲料消費税を徴収させる個別の権利と結び付いているのではなく、国王が自ら適当と判断する租税

を人民に課し、また同様に、自ら存在に値すると思わない租税を廃止する権利と絶対的権能に存するのである。国王の利益は人民の利益から切り離すことができないから、国王にとって、人民に重い負担をかけている古い租税を廃止して、それを単一の租税で置き換えるという動機ほど公正で思いやりの深い動機はないであろう。

異議〔2〕。土地に対して一定税率で課されるこの租税は、人民にとって飲料消費税、内国関税、塩税等……として徴収される諸税よりも重いだろう。飲料消費税、内国関税、塩税等の諸税は日々の支出に応じて支払われるだけだから知覚されないが、これに比べて王国の一率税は年に4回同じ金額が支払われるから、納税義務者がその要求に応ずるのはこれまでの諸税よりも困難で、その徴収はもっと厳しく感じられるであろう。

回答。飲料消費税、内国関税その他の租税の徴収について人民の歓心を買おうとして語られる無知覚というものは全くの空想である。これに対して〔ここで述べている〕王国の一率税のもつ単純性と一貫性によって人民が見いだすであろうことを〔上で〕証明したような年間5,000万〔リーブル〕以上の負担軽減、商業の自由の回復、その他いくつかの利点は現実のものである。私が90リーブル〔の税金〕を5ソルという少額ずつ360回に分けて支払うと言うことは空想的なものであるが、その90リーブルの代りにたった60リーブルだけを年4回に分けて支払うというのは現実の負担軽減である。ところで徴税業務の費用、裁判の費用、前貸の金利、徴税請負人や金融家たちの儲けは年間1億〔リーブル〕以上にのぼるが、〔いま〕私が提案する新しいシステムではそれらが〔すべて〕取り除かれるから、国王はその収入を5,000万〔リーブル〕増やすことができ、また同時に人民に対して別に5,000万〔リーブル〕を節約させることができるだろう。さらに注目し値するのは、増加した国王の収入の中の5,000万〔リーブル〕を人民が手にいれるということである。というのは、この5,000万〔リーブル〕は、日常、陛下が経常予算で支払の滞っていた分の支払と、国債の一部分の返

済として、広く人民に分かち与えるであろうからである。また人民が過度の負担をおわされないことは国王にとって利益であるから、国王の収入が十分で、それが支出を上回ってさえいることは、人民にとっても利益である、というのは国王の業務の混乱は同時に、国家の別の分野を混乱させるからである。

異議 [3]。飲料消費税、内国関税、塩税などの廃止は、それによって生じるであろう食料品や商品の価格の低下ほどには、人民にとって利益であると見なすことはできない。あるいは懸念されるのは、こういったさまざまな租税が廃止されても食料品や商品〔の価格〕が低下しないか、あるいは人民にとって新たな王国の一率税を補うほど十分にそれらが低下しないということである。

回答。 1) 飲料消費税、内国関税、塩税、ターユおよび人頭税の廃止が、商人が誠実であると否とに関わりなく食料品や商品の価格に含まれる実際の負担を低下させるであろうことは確かである。商人たちにとって、もはや支払うべき租税もなく、冒すべき危険もなく、蒙るべき悩みも、臨検も、遅延もないのに、かれらが食料品や商品の価格を下げないだろうというのは、商業の第1原則と思考の理性に反することである。儲けようという願望はすべての人にとって自然の傾向であり、従ってこういった〔諸税の〕廃止が実現されると、ただちに商人たちが売れ行きをもっと伸ばそうとして、たがいに競って値引きすることになるだろう。野原が課税を免れると耕作が増加し、耕さないまま放置されている土地が耕されるようになるだろうし、[こうして]食料の数量が増すと、その価格は確実に下がるだろう。こういった状況で食料品や商品の価格が下がらないだろうと考えるのは、傾斜した器にためられた水が流れ出さないだろうと考えるのと同じ〔ほど不合理な〕ことである。

それゆえ私は飲料消費税、内国関税、塩税などの廃止によって人々が商品や食料品について受ける負担の軽減が、新しい王国一率税を償うのに十

分でないと考えるところか、それによって人々が3分の1は得をするであろうと、すなわちどの人も飲料消費税、内国関税、塩税、ターユ、人頭税、その他の租税に使っているものの3分の2しか支払わないであろうと確信している。

2) しかしながら、この負担の軽減が十分すみやかに行なわれないかも知れない恐れがあるとすれば、銀行という手段を使ってそれを加速し保証することができる。銀行は十分大きな資金をもっていて、食料品や商品を在庫することによって、その価格を左右することができる。それゆえ食料品や商品の価格はつねに適正な値に保たれ、余りにも高すぎる価格にもならないし、余りにも低すぎる価格にもならない。これは国家が銀行から引き出すことのできる最も重要な救済の中の一つであって、銀行は王国に対して決して貧困の災厄や余りにも豊かすぎるという不都合に陥らないように保証するであろう。

3) すべての租税を廃止することとただ一つの租税を創設することについて誰もが認めるであろう利益に関して特別の推論を行なったのち、王国の現状とその場合に王国がなると思われる状態とを比較して、一般的な推論を行ないたい。

私の推測するところでは、現在王国の総収入〔総生産〕は10億〔リーブル〕に達しており、国王が人民に課しているいろいろの性質の租税公課は、徴収の費用、裁判の費用および徴税業務に従事する者たちの儲けを含めて、人民にとって少なくとも1年あたり2億5,000万〔リーブル〕あるいは2億〔リーブル〕になる。

これは各個人の収入の5分の1あるいは〔収入が土地価格の25分の1と推定すれば〕かれらの〔所有する〕土地の〔価格の〕125分の1である。

すべての租税が廃止され、国王が125分の1税を制定したと仮定する。人民の力は解放され、それを妨げるものは何もなくなり、誰でもみな働き、商業は自由になるから、こういった状態は國中すみずみまで広めら

れ、その結果王国の総収入は倍増し、20億〔リーブル〕にまで達するであろう。

ところが人民にとっては、10のうち2を支払うよりも20のうちの4を支払うほうが容易である。それゆえ、国王陛下は、現在2億〔リーブル〕の課税はできないけれども、それよりもたやすく人民に4億〔リーブル〕の課税を行なうことができる。

しかし国王は臣民をわが子と見なし、臣民の財産をわが財宝と見なさねばならないから、さらにまた2億だけあれば、国王陛下の収入は支出を上回るだろうし、時とともに国の債務を償還するのに十分であるだろうから、収入を2億以上に増やすことは国王の利益ではない。

異議〔4〕。王国の一率税を創設しようとする主要な意図の一つは商業を自由にするように思われる。〔それなのに土地の〕所有者たちが申告書に記載された価格よりも高く売することも貸すことも出来ないという法律を強制することによって〔状況は〕これまでよりも一層窮屈になり、駄目になってしまう。

回答。 1) 所有者たちが蒙るといわれる窮屈は、飲料消費税、内国関税および塩税によって引き起こされるそれとは比較できない。この場合の異論は、ただ一種類の行為だけに注目しているのであって、もっと適切に言えば、いま指摘されているのは土地を確認するという行為であって、それは少なくとも日常の商業的行為ではない。〔これとは〕逆に飲料消費税、内国関税、塩税などは税金、臨検および申告を強要する商業的行為をすべて包含している。土地を売ったり買ったりする人々の数はわずかである。土地はその全部が売り物というわけではないが、葡萄酒、塩、ラシャなどは世界中で売買されている。

2) 私が提案するシステムを破壊するためには、それに欠陥があることを示すだけでは十分でない。その欠陥が古いシステムの場合と同じほど大きく、あるいはそれと同じほど沢山あることを示さねばならない。

異議〔5〕。土地の所有者たちが申告にあたって誠実であるだろうと思
い込むと誤りをおかすことになる。誰でも〔この一率税を〕免れよう、あ
るいは少なくとも節約しようと努めるだろう。それなのに〔今ここで〕企
てられているシステムでは、王国の一率税の割当の準則あるいは基礎とし
て地主の申告を使わねばならないとされている。

回答。 1) すべての所有者たちがみな公共の福祉のために善意だけで
協力するとは私も信じたくはない。たしかに古い租税を廃止することに対
してはすべての人が広く拍手を送るだろう。おそらくどの人も皆それぞれ
に新しい制度を免れようとして努力するだろう。またこのシステムは、所
有者たちに正直に申告させるためにあらゆる予防措置を講じるように動機
づけられている。そしてその予防措置は〔非常に巧みに出来ているから、
それに背いて〕不正な申告をする人がいるとは信じがたいほどのものであ
る。

2) たとえば、家主がどんな意図をもって偽りの申告をすることが考え
られるか？ その偽りの申告によって彼はいかなる利益も手にすることが
できない。というのは、その租税は借家人に割り当てられねばならないか
である〔従って家主の不正な申告によって負担を軽減されるのは借家人で
ある——中村〕。それゆえ所有者たちが賃借人たちの〔利益の〕ために勅令
によって課される刑罰の危険に身をさらすとは思われない。

3) 所有者たちに真実の申告をさせるよう勅令案で私が工夫した予防措
置はたいへん厳しい罰を伴うものである。しかし国王が公共の利益と幸福
のために一般的な規則を布告するときに、善意の違反者たちを余り重く処
罰する訳にはいかないが、それを国家に対する敵対、その人々が自分の義
務である貢納を拒んでいる相手方たる国王に対する反逆、かれらが社会に
対する負担のうち自分が担うべき部分を仲間であるほかの市民に押し付け
ようとしている不正と見なさねばならない。

異議〔6〕。もしひとたび土地に対する租税が制定されても、それが継

続されないで、しかも廃止された他のすべての租税がただちに復活されなかったら恐ろしいことになる。

回答。 1) この異論はせいぜいのところ、土地に対する租税が制定されるときに、廃止されようとしている諸税があとで復活されないということを理解できるような人々の考え方に注意を払っているだけである。しかし、もし別途「その人々が」この新しいシステムの正当さと有用さについて説明を受ければ、国王に対して人々がこういった恐れを残すことはなくなるに違いない。世間の懸念あるいは疑念は、大抵の場合銀行の創立に反対して唱えられた異論「と同じもの」である。殿下はこういった組織の有用さと確固たる堅実さを知っておられたので、一般的な懸念や疑念にもかかわらず、「それを」実行することを決意なさった。今日ではその手堅く上首尾な結果が経験を通じて「広く」知られている。

2) 古い諸税を復活させないという懸念の脅威は遠い先の損害の話であり、その租税が現に徴収されているのは現在の損害である。もし国王がそれをわれわれに許し給うならば、非常に遠い災いを予想して思い煩わないで、現在の負担の軽減を楽しみなさい。

3) なぜ国王が古い諸税の復活を図ると考えようとするのか？ 国王はまさしく王国の一率税そのものの中により豊かで、よりたやすく利用できる財源を見出すだろう。国王はその租税を国の必要に応じて増大させることができるだろう。この租税が商業の自由に干渉しないであろうという点で、また費用、前貸しおよび抑圧なしに実行されるという点で、それがどんなに高く引き上げられても、その増大は必ず人々に大きな利点をもたらすだろう。古い諸税の使用と緊急状態が続く限り、もし国王が3,000万「リーブル」必要だとすれば、人々からそれを6,000万「リーブル」徴収しなければならない。もし王国の一率税が制定されていれば、国王が3,000万「リーブル」を追加する必要がある場合には、王国の一率税を正確にその金額だけ増加すれば十分である。土地に対してこれこれパーセントと定

められた租税は、それが導入される場合について見ても、あるいはまたやむを得ずそれを引き上げる場合について見ても、必ず国王にとってはより容易で人々にとってはより安上がりである。その結果どんな場合にも国王が古い諸税を復活させるなどと考えることは決してありえない。これが私の主張の理由である。

異議〔7〕。金融家たちを抑圧すると、国王が戦時に必要とする前貸しを受けるのに不可欠な信用を失ってしまう。

回答。 1) 国王に害を与え、その余波で王国に害を与えたのは、過去何回かの戦争で金融家たちがやってきた前貸しと、国王が彼らに支払った巨額の利子、損失100につき80まで支払うことによって彼らに与えられた債券だったと私は主張する。額面金額の半額あるいは3分の1で譲渡された手形は人々に巨額の費用を負わせたが、国王の金庫に入ったのはそのうちのごく小さな一部分だけであって、したがって国王陛下および国家にもっと多くのものを手に入れさせるのには、〔今ここで述べている〕このような前貸しでやるしか方法がない。

2) 過去において国王はなぜ前貸しを必要としたのか？ 必要が差し迫っていたことと、国王陛下がそれに充てようとなさった租税の徴収だけではとても十分でなかったことがその理由である。こういった障害は王国の一率税によって除去される。国王は必要に比例して〔収入を〕増やすことが出来るだろうし、こういった〔収入の〕増加は同じ租税として〔年4回に分けて〕4分の1ずつ支払われ、取り立てにそうは手間取らないだろうから、陛下の経常収入も臨時収入も正確に納付され、国王陛下は多額の前貸しも長期の前貸しも決して必要とされないだろう。しかし今もし陛下がたとえば1,000〔リーブル〕の前貸しを必要とされるならば、陛下はそれを王立銀行から無利子で手に入れられ、その前貸しは〔現在の〕王国の一率税によるものであれ、あるいは〔その租税の今後の〕増税によるものであれ、税収によって銀行で即時に毎日埋め合されるであろう。つまり先

王の治世に国家を崩壊させたこれらの前貸しを国王がもはや必要としなくなるための大事な秘訣は、經常収入が經常支出と足並みを揃え、臨時収入が臨時支出と足並みを揃えて進むようにすることである。王国の一率税と王立銀行はこういう結果を生み出すだろう。

異議〔8〕。現にこの徴税業務で暮しをたて、それで家族を養っている人が40,000人¹⁹⁾いるが、〔王国の一率税の導入によって〕その人々はどうなるのか？

回答。 1) もし私が自分の屋根裏部屋からもっと安全で良い場所へ穀物運び去ったら、そこで暮している鼠たちはどうなるだろうか？ 殿下、どうかこのような卑近なたとえをお許し下さい。

2) 金融家とその手下たちは国家にとって無益であり、社会に対する負担に全く貢献しないどころか、その仕事を通じて合法的および非合法的な利得をむさぼり取って迷惑をかけていて、すでに別のところで述べた通り、そのための支出は国王にとっても臣民にとっても何の益もない。

3) 金融家たちのうち最も有力な人たちは、これまで国王の力をかりて手に入れていた巨大な利得をもはや当てにしないで、自分の金〔カネ〕を商業や土地の改良に向けざるをえなくなるだろう。もっと下のほうの人たちについて言えば、かれらは農耕やアンデュストリに乗り出すことになるだろう。フランスのような国家にとって不可欠の目標が3つある。商業、農業およびアンデュストリである。今日この3つはほとんど全く見捨てられている。徴税業務に関係している人たちはしばしば同郷の人々に多くの迷惑をかけるだけの国家の居候である。金をもっている個人はそれを金融家たちに貸し付け、金融家たちはその人に報い、10%の利子をかれに約束する。金融家たちはこのようにして自分が使えようになる資金を国王陛下に貸し付ける。このシステムによって商業、土地耕作およびアンデュストリが無視されていることには驚くではないか。

19) 本稿注14)を参照。

異議〔9〕。もしもろもろの租税の複雑さを取り除こうと決めたとしたら、それらの租税をたとえば穀類のようなただ一種のものだけにかけるように変えるのが一番簡単だろう。

回答。 1) 一般的に使用されて欠くことのできない食料品にはいかなる租税も決してかけてはならない。さもないとその消費が減らされることになる。

2) このような租税は、租税は納税者の能力に比例すべしとする優れた行政の非常に重要な諸法則の一つに違反するだろう。貧しい人々が富んだ人々と同じだけ、また〔場合によっては〕もっと多く穀類を消費し、したがって貧しい人々が富んだ人々と同じだけ、また〔場合によっては〕もっと多くこの租税を支払うことは確かだろう。

3) ただ一種類の穀類にかかるもろもろの租税を維持することによって、こんにち飲料消費税や内国関税にまわりついているはずのものと同じ不都合が再び生れる。つまりあらゆる食料品は引き続き臨検や申告の対象となるだろうし、この一つの租税の徴収業務には〔今までと〕ほとんど同じだけの費用と人員が必要になるだろう。というわけで、商業の自由は回復されずに、〔今までと〕同じいくつかの悪弊が見られるだろうし、人々は今日おわされているのと同じような負担をおわされることになるだろう。

異議〔10〕。こんにち国王の〔租税〕収入は1億5,000万〔リーブル〕とか2億〔リーブル〕になっているが、土地に一つの租税をかけることによって、どのようにしてこういった収入をあげることが出来るのか理解できない。こういった国王の収入をこの一つの税に置き換えて、〔その収入を〕もっと増やそうとさえ企てられているのである。この計画の誤りは、1710年に王国の土地からの収入に対してかけられた10分の1税の例にはっきり見られる。この10分の1税では年間3,000万〔リーブル〕以上の収入はあがらなかった。それゆえ王国の土地に200分の1税（これは結局〔土地価格の〕100分の4と推定された収入にたいする8分の1税と同じものになる）を課す

ることによって、この租税は37,500,000リーブルしか収入をあげないであろうし、また土地に収入の4分の1の割合でかけられる100分の1税を課することによって、75,000,000〔リーブル〕しか生みださないだろう。

回答。 1) もし1710年に課された10分の1税から得られたものだと主張されている結果が正しいとすると、土地に対して50分の1税を課するだけでよい。国王にとってその収入は1億5,000万リーブルになるだろう。こう仮定すると、50分の1税が国家にとってさらに一つの善であり利益であることを私は主張する。以下でそれを証明しよう。

人々は〔これまで〕多数の租税によって支払ってきたものを、〔これから〕単一〔の租税〕で支払うようになり、それ以外〔の租税〕はすべて廃止することができる（それはちょうど、これまで多数の小さなパイプで水を供給していた貯水地で、それらのパイプがみな塞がれても、これまでと同じだけの水量を一本の太いパイプで供給することができるのと同じことである）。

しかるに飲料消費税、関税、塩税、人頭税、ターユその他の諸税によって人々が現に国王に1億5,000万〔リーブル〕を支払っていることは確かである。

それゆえ土地に対する租税が200分の1の比率に固定されるか、あるいは50分の1の比率に固定されることによってその収入が1億5,000万〔リーブル〕を越えさえしなければ、その租税は人びとにとって負担にならないだろう。逆に人びとは徴税業務の出費、裁判の費用、虐待、金融家たちにとっては儲けとなり、彼らにとっては出費となる年間1億〔リーブル〕の負担を免れるだろう。ここで、新しい租税が定められることによって人々が獲得する商業の自由、平等および横暴な法からの解放については言うまでもない。

ここで私が指摘しておかなければならないのは、オランダの人々は土地に対する50分の1税を支払い、それと同時に数多くの非常に重いその他の租税を支払っていることである。

2) 3,000万〔リーブル〕しか生まない1710年の10分の1税の例と、〔それから〕引き出されたとされる結論は正しくない。まず第1に申告は半分しか行なわれていなかった。つぎに、提出された申告は、それらの本当の価額の半分以下として計算されていた。国王の大臣たちが新しい租税の徴収を厳格に行なおうとしなかったことに驚いてはならない。新しい租税はすでに行なわれているその他の経常および臨時の幾つか〔の租税〕の引き上げで、それらを全部あわせるとおそらく25分の1税より大きくなった。大臣たちが、10分の1税から引きだすことの出来るもので満足していた理由はこれである。

いま私が計画しているシステムでは状況が大いに違う。なぜかという
と、①従来の租税はすべて廃止され、申告を行ない真実を提示することを強制するために用いられる厳格さに人々は不満をとえることが出来ないだろう。②君主と大臣たちは多くの異った課税対象の間に注意を分散されることがなくなるから、土地を基準とするこの租税の実行を、誰もそれを免れることもなく感情を傷つけられることもないように規則正しく見守ることが、彼らはたやすく出来るようになるだろう。

3) きわめて注意深く作成された非常に詳細な報告書を検討したが、それによれば、王国の収入〔総生産〕は24億〔リーブル〕と見積られている。〔元本と収入を〕25対1の割合で計算すると、その元本は600億〔リーブル〕になる。もしこの見積りが正しいとすると、200分の1税だと収入は3億〔リーブル〕に達し、〔元本の大きさが〕半分だと考えてもなお200分の1税で1億5,000万〔リーブル〕を生みだすことになる。

4) 私は、1710年に課された10分の1税の収入がその推定額よりもはるかに低かったという見方を強めた。たとえばパリの家屋について見ると、それに対する10分の1税の収入は1,200,000リーブルにしかならず、それはパリの家屋による総収入は1,200万〔リーブル〕しかないことを前提している。しかし、パリの家屋の収入が3,600万〔リーブル〕を超えることは

確かである²⁰⁾。もしパリで見積りと課税が本来あるべき金額の3分の2以下しか実行されなかったとすると、確かな目の届きにくい財産については見逃しがもっと大きく、隠匿がもっと容易であると結論するしかない。したがって、王国の土地の収入に対する10分の1税はおそらく3,000万ではなく1億の収入をあげたはずだと推測することができる。

異議 [11]。土地に対する税は聖職者、貴族、議会地方および特権者に [も] 課されると言われているから、いくつかの正当な苦情を引き起こすだろう。聖職者は自分たちの特権が侵害されることに不平を言うだろうし、貴族はかれらの特権について、議会地方はかれらの連合条約 [traités d'union] について、特権者はかれらが自分の働きによってかあるいは金を払って手に入れた免税について、それらが侵されると不平を言うだろう。

回答。 1) いろいろの特権および免税は非常に速やかには廃止することのできない悪弊と見なすべきものである。聖職者も貴族も平民も、われわれは一様にみな同じ国王の臣民である。他の人々と違って、自分の君主に対して全く租税を支払わない特権をもっていると主張するのは臣民の本義に反している。[いま] 各臣民を比較して言っていることを、私は各州を比較して同じように言うだろう。とりわけ聖職者と貴族は王国の2大階級であるから、かれらはいろいろの特権によってよりもむしろ、国家にたいする負担を通じて寄与しようとする熱意によって抜きん出るように努めなければならない。王国の秩序を正す上で画一性ほど重要なものはないし、それが法、慣習および課税を支配することが望ましいだろう。

2) 聖職者と貴族は(ターユは別として)その他の普通税および臨時税をすべて支払っており、聖職者はさらに無償の贈り物 [les dons gratuits と呼ばれる租税] をもっと多く支払っている。とくに注目しなければならない

20) ローの「家屋税案」ではパリにおける家賃の総額は2,160万リーブルとされている。拙稿「ジョン・ローの未刊のマニュスクリプトについて」(前掲), p. 7.

いのは、ターユの制定のさいまた1388年のシャルル6世の勅令によって、聖職者や貴族さえもそれを支払っていたという点である。それゆえ聖職者と貴族は飲料消費税、内国関税、塩税、人頭税その他の租税の廃止によって得をするのだから、こういったすべての租税にとって代って制定された新税がかれらに課されるのは当然だろう。

3) 1710年に10分の1税が制定されたとき、聖職者と貴族はそれを支払っていた。[今回は新しい租税が課されるのと] 同時にかれらに対して他のすべての租税が免除されるのだから、かれらが8分の1税あるいは4分の1税という[この]新しい税を課される範囲に含まれることにどうして不平を唱えることが出来るのだろうか？

4) 聖職者と貴族がこの新しい課税方式から大いに利益をうることは確かだろう。まず第1にこの新しい課税方式は、今日かれらが課されているいろいろの租税が負担になっているほどには決してかれらの負担にならないであろうし、またかれらは少なくとも徴税業務の費用、裁判の費用、前貸しの利子および金融家たちの儲けの一部について得をすることになるだろう。こういったものは王国全体では1億[リーブル]以上になっていたが、私が提案している新課税方式では全く排除されるのである。

聖職者と貴族が手にする第2の利益は、かれらの臣下たちがもはやターユも人頭税も飲料消費税も内国関税も塩税も、またその他のいかなる租税も支払わなくてよいので、その人たちが以前には借地農たちの代わりに実行することが出来なかったほど高い価格で自分たちの農場を借りるだろう。もろもろの租税の廃止によって農民と職人のあいだにゆとりが回復されるだけに、聖職者と貴族は多くの人びとがますます大きな支払い能力をもつようになり、かつ互いに競争するようになるのが分かるだろう。大地の耕作、消費および商業は間違いなく盛んになるだろうが、土地を所有する人びとの富はこれら3つのものに依存しているのである。

新しいシステムでは土地の収入がたちまち半分ほど増えるので、この増

加そのものに比例して、所有者は新しい租税の割当分を支払うに足るものを手に入れ、その先は古い租税の廃止はまる儲になるということに私は驚かないだろう。

5) 議会地方に対して彼らはつねに臨時税のうちかれらの分担分を支払って来た。その査定は王国において整備されているもので、たとえば人頭税、10分の1税などである。かれらが国王に対して支払う普通税が無償の贈り物とよばれているのは事実であるが、こういった無償の贈り物〔の財源〕を作り出すためにかれらは自分自身に課税する義務をおわされる。王国の他の地方では国王の名で徴収されている租税について私が指摘したのと同じ悪弊を、これらの地方税が免れないということを彼らは経験によって知っている。かれらに対する租税をただ一つだけに限ろうとして、〔それ以外の〕すべての租税から解放することは、かれらの利益を損なうものではなく、まったく逆に、ただ一つの租税を制定することによって国王がその臣民に対して確保しようと企てている利益をかれらに享受させてかれらを優遇することである。もし国王が同じほど大きい利益の分配にさいしてかれらを除外すると言うのであれば、議会地方はそれに不平を唱える全く正当な理由をもつことになるだろう。

6) 私は特権者といわれる特定の人々に注目しているのではない。周知の通り、こういった特権の大部分がどのようにして獲得されたかという点、その特権はそもそも初めから過度であり、その拡張が認められた過程もそれが過度でないような人は存在しない。

7) しかし、国王陛下がもしそれが適切であると判断なさるのであれば、消滅して行使されなくなる多くの特権を承認しあるいは追認することによって、聖職者、貴族および議会地方を特別に取り扱うことができる²¹⁾。たとえば、聖職者については、教会の土地に課される王国の一率税の収入

21) マニユスクリプトではここで改行されて、「たとえば」だけで1行になっている。

は、聖職者の債務が完済されるまで、全額を毎年その支払いに充てるという命令をだすこと。

議会地方については、同じようなことだが、議会地方が通常集会を開いて、この問題にかんして行なわれる通則によって定められる様式と態様に従って自らこの新しい租税を徴収する布告をだす許可を与えること、またこれらの地方がもはや享受していない特権を回復して、その結果かれらの立法権の代議行為を受け入れることの命令をだすこと。

貴族については、かれらが陪臣召集の義務を永久に免れることができ、たとえば貴族階級だけがもっている帯剣の許可のような名誉上の特権をかれらに授けること。

異議 [12]。 田舎についてはすでに試みて成功をおさめた10分の1税のプランに、また都市については家屋に対する租税を制定するほうが優れているのではないだろうか？

回答。 私の考えでは、田舎には10分の1税、そして都市には家屋税というシステムは、ターユ、人頭税、飲料消費税、内国関税および塩税という古いシステムよりも比べものにならないほど優れている。しかしこの新しいプランには、私が提案しているものでは見られないような、数多くの欠点があるということを[次のように]間違いなく示すことができる。

1) 私のシステムはただ一つの租税だけでできており、別のプランは収穫に対する10分の1税、家畜に対する租税、アンデュストリに対する租税および²²⁾ 家屋税という4つの租税によって構成されているから、私のシステムのほうが間違いなく単純である。後者のやりかただと、私の仕事²³⁾ を実行する場合の4倍の費用がかかる。

2) 10分の1税については請負が行なわれなければならない。優遇やえ

22) マニュスクリプトでは、「家畜に対する租税、アンデュストリに対する租税および」の部分は左欄外に書かれていて、記号によってこの場所に挿入するように指示されている。

23) マニュスクリプトでは、「仕事 travail」が「計画 projet」になっている。

こひいきなしに、[徴税請負権を] 競売 [すること] によって30,000 [リーブル] 以上余計に手に入ると期待することが出来るか？ 金融家が自分の領分を競売するさいに袖の下を手にするのを妨げることの出来るほど注意深い人は全くいないということをわれわれは知っている。その人がどのようにして国王の邪魔をするだろうか？ こう言った袖の下は国王にとっても人民にとっても何の益もないだろう。

3) 10分の1税はその上がりの全部が国王の金庫に入るのではなく、その一部分は競売人の手中に留まるだろう。

4) 10分の1税の上がりには不順の年には十分に確実でないだろう。国王は破産して支払うことの出来ない競売人に対してどんな対抗手段をもつだろうか？ 順調な年には競売人は儲けをポケットに入れるだろうし、不順の年には損失を引き受けることが出来ないだろう。

5) 家畜税は、あまりにも劣弱なので、その数量が減少するだろう。

6) アンデュストリにたいする租税は人民を[徴税による] 恣意に追い込んでいる。

7) 家屋税では、土地税にかんする私のシステムに対して考えられる困難がどれもみな生じやすい。

8) ターユの納税義務者のうちほとんど大部分の人は、10分の1税がターユよりどれほど有利であるかを識別することが出来ない。これとは逆に、私のシステムでは商人、職人および農民は全く[租税を] 払わないのだから、それが利益をもたらすことを認識できない人はない。10分の1税の制定がもともとターユよりも優れているということについては、それを人々に分からせるための論理が必要である。おしなべて全部の租税を廃止することがかれらにとって利益になるということについては説明の必要がない。したがって苦情を言うかも知れない貴族あるいは聖職者に対してもその必要はない。なぜなら、かれは自分の本当の利益について誤解しているのだからである。多くの商人、手工業者あるいは農民は国王の手によっ

て自分たちが貧困から救い出されることを感謝している。

異議 [13]。[いま] 企てられているシステムの意図は、君主が臣民の間に余りに大きなゆとりを持ち込むことを許さない [ための] 優れた政策の意図とは絶対に相容れないものである。ゆとりを持ち過ぎる臣民は最もとまでは言わないにしても、言いようのないほど思い上がった態度をとりやすいものである。しかも租税の負担をすべて [土地の] 所有者に負わせるために、商人、農民および職人に対して [租税を] 免除するとは何という不公平であるか。聖職者と貴族は当然に苦情を申し立てることが出来る理由があるだろう。

回答。 1) 摂政殿下に対してこういった異議を申し上げるほど厚かましい人いるとはとても考えられない。こういった異議は、人々が日々もっとも親愛な印象を抱いている殿下の人間性にはなはだしく背くものである。

2) [臣民にゆとりを与えない] こういった政治の原則は誤りでもありまた良俗に反するものでもあって、十分なゆとりをもたない臣民のばあいには失うものがないから、賭けるものを持っているゆとりのある臣民のばあいと比較して反抗の精神はもっと遥かに恐るべきものである。

3) 私が企てているシステムでは、土地の所有者だけが国家にたいする租税の重荷を負うことは確かであるが、実際には、その負担を引き受けるのは商人、農民および職人である。

たとえば私が100,000リーブルの土地を所有しているものとする。税率が100分の1だとすると、この土地は1,000リーブルの税を課されるが、職人が [これまで] より良い市場で稼げるようになり、ターユを免除された土地が [これまで] より良く耕作されるようになり、すべての租税を免除された農民が [これまで] よりもっとゆとりを持つようになるが、それ以上に商業が自由化されてもっと拡大するだろうから、その結果として私の [土地で作られる] 食料の売れ行きはもっと盛んでもっと確実になるだ

ろう。職人は私に「これまで」よりも安く売ようになるだろうし、私の土地は「これまでよりも」はるかに豊富な収穫を生みだし、農民は私が100分の1税として支払う1,000リーブル以上に私の農場の賃貸料を引き上げるだろう。

土地は王国の全住民に食料、衣料および住居を供給する一般的源泉と見なすべきものであり、したがって土地を基準として基本的租税が課され、それがまたさらに分割されて²⁴⁾、食べたり・着たり・住んだりするすべての人々に平等にかかることになるが、それはちょうど同一の水源から水を汲む人々が皆、その水質の良し悪しによって必然的に一様の影響を受けるのと同じことである。

次のように言うほうが適切かもしれない。私が企てているシステムでは、貴族、聖職者、商人、職人、農民の誰にとって見ても負担となるような租税は存在しない。なぜなら、このシステムでは、「非常に大きな」簡素化、自由および平等が見出され、「それによって」人々が支払うべき租税よりもはるかに大きな財の増加が全面的に保証されることになるだろうからである。

結 語 に

ローの提唱する「王国の一率税」は、上で見た通り彼の「システム」の不可欠の一部をなすものであって、マンによれば土地に課される単一税 *eine auf Grund und Boden gelegte Alleinststeuer* である。前章で見た家屋税もそうであったが、この租税も土地の収益を現物ではなく、貨幣で把握し徴収するものであったことは、王立銀行を中心とするシステムの視点か

24) マニエスクリプトでは、ここからパラグラフの終わりまでが次のような4行の文章になっていて、一本の斜線で消されている。「それに依存している各部門に平等にかかることになるが、これはちょうど一つの泉の水の風味と質が、すべての水路にかあるいは流水に自然にかつ一様に分かれて伝わるのと同じことである。」

ら極めて当然のこととして理解される²⁵⁾。

「勅令案」には王国の一率税の申告書のモデルが5通り含まれており、それぞれ資産価格と賃貸価格を申告することになっている²⁶⁾。この租税もまた上述の家屋税と同じく整備の行き届いた申告所得税であって、土地の所有者が公証人の面前で印刷された申告用紙を用いて申告するというこのやり方はとてもアンシャン・レジームのものとは思われない。マンはこれを「はるか時代に先んじて進んでいた経済専門家の精神」と評価している²⁷⁾。

注目されるのは当時雑多を極めていた税目の整理を「家屋税案」における3税目から更に単一税へと極度にまで推し進めた点である。在来の数多くの租税を全面的に廃止することによってローが意図したのは、徴税に伴う巨額の冗費の節約、経済取引の簡素化・自由化、およびそれを梃とする経済活力の誘発などである。しかもこの一率税では国家の収入の必要に応じて税率を一樣に上げ下げすることの可能性が明白に示されている。

この税制改革が実現すれば、従来の徴税請負制度に寄生していた4万人とも5万人とも言われる税務官吏は僅か1,000人の税務官吏に置き換えられることになって、徴税請負業務のために浪費されていた巨費が不要にな

25) フランソア・ケネー『経済表』に含まれている「シュリー氏の王国経済からの抜粋」中に次のような一節がある。「租税は産物に対してではなく、直接に地主の所得に対して課されること。産物に課されると徴収費を増加させ、商業に有害である。また租税は土地 [biens fonds——中村] の小作人から取られないこと。」

François Quesnay, *Tableau Oeconomique*, First printed in 1758 and now reproduced in facsimile for the British Economic Association, London, 1894, p. 4.

フランソア・ケネー著、戸田正雄・増井健一訳『経済表』（岩波文庫）、1968年、p. 30.

26) この申告書のモデルは、P. アルサン編『ジョン・ロー全集』、第3巻の「勅令案」には含まれていない。

マニユスクリプトには、Maison, Terre, 欠落, Charge および Office の5通りの申告書のモデルが添付されている。pp. 211-219 (p. 215 は欠落)。『全集』第3巻、p. 76 の15行目と16行目の間に挿入される。

27) F. K. Mann, a. a. O., S. 180.

り、同時に他方で税収が大幅に増加する。それでは従来、徴税業務で暮らしをたてて家族を養ってきた40,000人はどうなるのか？ それに対するローの答は徴税請負制度、あるいは徴税請負人＝いわゆる金融家に対する彼のラジカルな敵対的態度を如実に示している。「もし私が自分の屋根裏部屋からもっと安全で良い場所へ穀物を運び去ったら、そこで暮らしている鼠たちはどうなるのか？」（異議〔8〕）というのである。ローのこの税制改革案の主目的の一つが徴税請負制度の廃止にあることは明白である。この点について、マンは、後に「課税の安価」と呼ばれるようになった公準がこれほどはっきり言い渡された例は稀であると言っている²⁸⁾。

次に指摘したいのは国内取引に対するもろもろの制限を除去することである。家宅捜索や財産の徴発が廃止されることによって、商業、アンデュストリおよび農業がこれまで知らなかった「自由」を手にするはずであった。「人民の力は解放され、それを妨げるものは何もなくなくなり、誰もみな働き、商業は自由になるから、こういった状態が国中すみずみまで広められ、その結果王国の総収入〔総生産〕は倍増し、20億リーヴルにまで達するだろう。」こうして経済の活性化が実現するのである。もしこの活性化の過程が十分速やかに行われなければ、銀行という強力な手段を利用することも可能である。ローはさらに能力説や普遍性の公準などについてもいろいろ述べているが、彼の主張の重点は「課税の経済化 *Ökonomisierung der Besteuerung*」にあったのである²⁹⁾。

ローのこの計画では納税者は土地の所有者だけということになる。商人や職人、農民はみな借家人、借地人である限りこの一率税を直接に課されることはない。もちろん転嫁の過程を通じてその租税を負担すべきことが明示されてはいる。「勅令案」の中でローは「〔フランス〕王国では土地所有者一人あたりの商人、職人および農民の数は100人である」³⁰⁾と述べてい

28) F. K. Mann, a. a. O., S. 182.

29) F. K. Mann, a. a. O., S. 181.

るから、一方から見ればこれは驚くほど広範囲の免税特権を認めることであるが、同時に他方から見れば封建的農業制度の特性と大土地所有制の優位を利用した租税制度の途方もない簡素化でもある³¹⁾。

さらにもう一点付け加えておきたい。「土地 [les biens-fonds] は王国の全住民に食料、衣料および住居を供給する一般的源泉と見なすべきものである」というローの覚え書きから、マンはローが「農業は富の唯一の源泉である」という新たな見解を示したことを指摘しながら、同時に他方では商業、財貨の流通および貨幣の循環もまた富の源泉であると考えていたことを明らかにしている。マンはその点について「それは重農主義的ではなく自由貿易主義的に考えられた」と述べている³²⁾。

マンはまた次のようにも語っている。「この単一税計画を書き下ろした時——1719年6月——ローはフランスの正真正銘の首相であった。しかしその目標は余りにも遠大であり、企図された変革は……余りにも強引であって、外的事情が異常とも思えるほどに好都合な場合でも、彼は成功を見ることが出来なかったのである。」このようにして「一人の実務に精通した政治家が企てた有望な試みは、フランスの全面的崩壊とともに壊滅してしまった。一つの学問上の動き——それは驚くべき自信を持って信奉者を集め、その人々を党派の形で結びつけ、またフランスの政府を味方につける術を心得ていた——が単一税のプランを改めて取り上げたことによって新たなチャンスが開かれた。それと共にわれわれは第3の理論グループ [フィジオクラシー] に到達したことになる」³³⁾ と言うのである。

ジョン・ローの単一税の構想は何処から生まれたのか？ その点について赤羽裕教授は「家屋税論」およびこの「王国の一率税」——土地単一税

30) P. アルサン編『ジョン・ロー全集』、第3巻 p.75. マニュスクリプトではこの部分が切り取られて欠落している。

31) F. K. Mann, a. a. O., S. 182.

32) F. K. Mann, a. a. O., S. 184.

33) F. K. Mann, a. a. O., S. 184 und S. 186.

論——と関連して次のように述べている。「結局、ローは1718年から1719年の間に地租単税論に到達したのであるが、そのためには何処かに地租単税論モデルがなければならない。フランスでもヴォーバン、ヴォァギューベールなどアンシエン・レジーム租税体系の批判の先駆者は存在していたが、彼らもまだ地租単税論へは至っていない。ローの地租単税論の内容からしても、その時期からしても、彼の経済思想からしても、そのモデルは、イギリスの地租単税論、およびその実現形態としての名誉革命後の地租 landtax であったと推定される。」と³⁴⁾。

マンは著書『租税政策の理想』の「第12章 単一税の理想」の中で、ヴォーバンの「王国の10分の1税論」は単一税を主張するものではなく財政制度論であって、ローの王国の一率税論はそれとは根本的に異なるものであることを繰り返し述べている³⁵⁾。そこでは「真剣に構築された単一税構想の最初のグループ」として「イギリスのグループ」が取り上げられ、17世紀後半の匿名の著者や、ジョン・ロック、ジョン・アスジル、チャールズ・ダヴェナントおよびジェーコブ・ヴァンダーリントの所論が検討されている。それに次いで「単一税構想の第2グループに数えられるのが18世紀はじめにフランスに見られた数多くのプランで」あって、その中で最も有力なものがローの王国の一率税だというのである³⁶⁾。このようにしてローの単一税構想の源流はイギリスにあるように思われる。

さらに1719年6月に作成されたこの「王国の一率税に関する覚え書き」について、赤羽教授の次の指摘は見逃し難い重要性を持っている。「1719年9月以降のローの著作は学史研究にとっては純粹の研究対象になり難いのではないかと筆者は考えている。何故ならばこの期を境に〈ジョン・ローのシステム〉の名で喧伝されているフランスの国家債務償還オペレー

34) 赤羽裕『アンシエン・レジーム論序説——18世紀フランスの経済と社会——』、みすず書房、1978年。p. 92, 注29)。

35) F. K. Mann, a. a. O., S. 176. u. 180f.

36) F. K. Mann, a. a. O., S. 176.

ションが展開されるのであり、この期以降の著作は全てこのオペレーションの擁護、あるいは弁明となるのであって、しかもそのオペレーションが本来のロー理論と全く性質を異にするものなのであるから、彼本来の理論の純粹性は全く失われているとみなしうるからである。」³⁷⁾ 赤羽教授のこの指摘から、「王国の一率税に関する覚え書き」は理論的検討に値するローの最後の論文であることが分かる。

37) 赤羽裕，前掲書，p. 122，注3)。